

5 被 保 険 者

(1) 第1号被保険者

原則として区内に住所を有する65歳以上の方である。

日常生活において介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

所得段階別の介護保険料を保険者である練馬区に直接納める。

平成27年3月31日現在（住所地特例者を含め）153,724人である。

第1号被保険者数

(単位：人)

年 年齢	H23	H24	H25	H26	H27
第1号被保険者数 (各年3月31日現在)	137,915	140,859	145,923	150,037	153,724
総人口 (各年4月1日現在)	708,488	708,500	709,609	712,407	716,377
比率	19.5%	19.9%	20.6%	21.1%	21.5%

第1号被保険者数：年齢別

各年3月31日現在 (単位：人)

年 年齢	H23	H24	H25	H26	H27
65～69	36,093	35,561	37,658	38,660	40,687
70～74	33,976	34,520	34,707	36,001	35,658
75～79	30,357	31,039	31,411	30,961	30,759
80～84	20,569	21,632	22,762	23,696	24,604
85～89	10,926	11,716	12,669	13,609	14,471
90～94	4,453	4,793	5,089	5,396	5,736
95～99	1,301	1,332	1,362	1,439	1,539
100～	240	266	265	275	270
合 計	137,915	140,859	145,923	150,037	153,724

第1号被保険者の資格の取得・喪失の内訳

(単位：人)

年度 年齢	H22	H23	H24	H25	H26	
取得	65歳到達	5,737	7,905	9,284	9,284	9,102
	転入	1,364	1,372	1,460	1,460	1,472
	その他	254	239	254	254	270
	増計	7,355	9,516	10,998	10,998	10,844
喪失	死亡	4,450	4,605	4,758	4,758	4,863
	転出	1,868	1,777	1,924	1,924	2,089
	その他	215	190	202	202	205
	減計	6,533	6,572	6,884	6,884	7,157

※ その他…転入・転出届以外で住民登録を作成・抹消した人数

(2) 第2号被保険者

区内に住所を有する40歳から64歳までの医療保険加入者の方である。

加齢が原因とされる特定の病気（指定された16疾病）により介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

介護保険料は医療保険料の一部として納め、保険者である練馬区に対して直接納めることはない。

(3) 特例被保険者

原則として区内に住所を有する方が練馬区の被保険者となるが、制度上、以下の特例が設けられている。

① 住所地特例者

被保険者が、他区市町村の住所地特例対象施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合には、変更先の区市町村の被保険者ではなく、元の住所地（練馬区）の被保険者となる。平成18年度から介護保険施設以外に、養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の特定施設が対象となっている。

② 他住所地特例者

①の住所地特例被保険者の逆の場合であり、練馬区内の住所地特例対象施設に入所して、他区市町村から練馬区に住所を変更した場合には、元の住所地（他区市町村）の被保険者となる。

③ 適用除外施設入所者

障害者自立支援法の指定障害者支援施設に入所している場合と、その他の適用除外施設に入所、入院している場合は、介護保険の被保険者とはならない。

住所地特例者数：再掲

各年3月31日現在（単位：人）

年 区分	H23	H24	H25	H26	H27
住 所 地 特 例 者	837	876	893	942	998
他 住 所 地 特 例 者	277	287	322	363	393
適用除外施設入所者	96	147	40	45	52